

博士学位論文審査要旨

2008年6月14日

論文題目： 明治前期における天皇像の形成に関する教育史的研究

学位申請者： 鈴木 敦史

審査委員：

主査： 社会学研究科 教授 沖田行司

副査： 社会学研究科 教授 国生 寿

副査： 埼玉大学教育学部 教授 森川輝紀

要 旨：

日本近代教育と天皇制に関しては、天皇制の概念や教化システム、さらには道德教育など、制度や理念およびイデオロギー的な側面から検討され、多くの研究成果を残してきた。しかし、近年は天皇制教育の受容に関する主体的契機の検討へと研究の方向が向けられている。本論文はこうした最先端の研究成果を踏まえて、近代国家構想を模索する明治政府が発信した天皇像と、それを地域事情や生活実態の中で受け入れてゆく人々の意識との相関関係の中で、人々はいかにして天皇像を「受け容れたか」を実証的に解明している。本論文は幕藩体制下の天皇教育と王政復古期から明治維新时期にかけての明治政府の天皇教育の変容を解明した第一部と、福島県の郡山小学校への天皇の巡幸を中心として、政府と民衆の天皇像の葛藤を描いた第二部、そうした葛藤を修正する方法としての国民の身体儀礼に着目し、学校教育における天皇への「敬意」がそうした身体儀礼を通して確立されてゆく過程を分析した第三部から構成されている。

第一部では徳川幕藩体制において構想された天皇像を、天皇に対しておこなわれた天皇教育を通して検討している。徳川幕府が「禁中並公家諸法度」で規定した学問する非政治的存在としての「天皇像」という主観的な意図にもかかわらず、天皇の教育に携わった公卿たちによる君主意識の培養を実証的に解明している。さらに幕末から明治維新を経て、近代国家君主としての天皇像が新たに構想される過程を検討している。明治天皇の侍講の元田永孚など天皇側近派の徳治主義的仁君論と開明官僚を代表する伊藤博文らの立憲君主論の二つの天皇像が登場してくるのであるが、こうした近代国家構想をめぐる政治的緊張関係の中で、天皇自体が「作られ」そして「教育される」存在であったことを明らかにしている。このような視点に立った天皇教育の教育史研究は稀であり、この点においてもきわめて、独創性の高いものと評価できる。

第二部では、明治政府が構想した天皇像が当時の日本の人々にどのように受け容れられていったのかを、1876年（明治9）の天皇の東北・函館巡幸における学校訪問の意

味を、最初の訪問地である福島県郡山小学校の事例研究を通して明らかにしている。天皇の学校訪問を取り上げた研究は少なくないが、天皇を迎えるための地方における様々な試みが、地域経済の振興や近代化または県庁移転問題など、地域的諸課題を解決するための天皇の権威の「利用」にあったことを実証的に明らかにしたのは本論文が最初である。このようにして、明治国家が民衆に示そうとした「近代天皇像」と、それを受け入れる民衆の主観的な意図との「ズレ」を明らかにしている。

第三部においては、個人レベルにおける立身出世や地方産業の振興策のための天皇の「権威」の利用という、人々の「受け入れ」に関する個別利害と国家の体現者としての近代天皇像との「ズレ」を解消する方法として、学校教育における天皇への「敬意」の形成が重要な課題となったと指摘している。近世的な心身論に根拠を持つ「礼法」が近代的に再編され、学校教育の場に「立礼」や「学校儀式」として導入されることにより、礼を身体動作で実践して行く際の心の在りようを問いながら天皇に対する「敬意」が奨励され、半ば強制的に浸透してゆく過程を検証している。身体動作と心の在りようが、国家が用意した外的規範として再編されてゆく構造を明らかにした本論文は、国家の権威と教育のあり方を考える上でも現代的な意義を持つといえよう。

本論文は従来 of イデオロギー論に着目してきた「近代天皇制教育」の教育史研究に新たな方法と視座を明示した、きわめて独創性の高いものである。本論文の一部はすでに第48回教育史学会大会（2004年9月）において口頭発表を行い、多くの研究者の関心を呼び、さらに教育史学会誌「日本の教育史学」第49号（2006年9月）に掲載され、日本の近代教育史研究に新たな知見を与えるものとして高く評価された。よって、本論文は、博士（教育学）（同志社大学）の学位論文を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2008年6月14日

論文題目：明治前期における天皇像の形成に関する教育史的研究

学位申請者：鈴木敦史

審査委員：

主査： 社会学研究科 大学院教授 沖田行司

副査： 社会学研究科 大学院教授 国生寿

副査： 埼玉大学教育学部 教授 森川輝紀

要旨：

申請者の鈴木敦史氏は既に2006年1月16日に実施された博士候補生試験第1次審査および2月16日に実施された第2次審査に合格し、博士候補生資格を得ている。博士候補生第1次審査は、教育学に関する専門試験からなり、5分野からそれぞれ出題され、各分野につき1000字程度の解答が要求された。申請者は全ての分野において合格点に達し、第2次審査に進んだ。第2次審査は主として英語の能力を問う試験で、本人の研究に関する概要と方法論の特質を英語で記述するものであった。その後、英語で書かれた解答を踏まえて、博士論文の構想にかんする口頭試問が行われた。これら全ての審査を経て、2008年6月14日の博士論文公開審査が行われた。13時15分から14時まで45分間、博士論文に関する概要の報告がおこなわれた。14時から14時40分まで、主査・副査および公開審査に参加した研究者との質疑応答が行われた。全ての質問に的確に答えた。引き続いて、15時から16時30分まで、主査・副査による非公開の審査が行われた。主として、研究史の理解と論文の背景となる教育学と教育史に関する質問が行われたが、全てにわたる応答から、本論文が深い教育学的な知識と理解に基づくものであることが理解できた。よって、総合試験の結果は合格と認められる。

博士學位論文要旨

論文題目： 明治前期における天皇像の形成に関する教育史的研究
氏名： 鈴木 敦史

要旨：

本稿は、明治前期において天皇像が形成されていく過程を、その天皇像を受け容れていった側の意識・意図に着目しながら、教育史の視点から考察することを目的とする。

近代日本は、機構上は、天皇を頂点に据える近代国家であった。したがって、その近代国家の一翼である日本の近代教育もまた、天皇の存在と不可分な関係にあった。

従来、このような特色を持つ日本の近代教育をとらえる際には、近代日本の国家体制を天皇制国家と規定し、そのような機構のなかで近代教育がいかに整えられ、そして機能していったのかという点に多くの関心が注がれてきた。したがって、そこで主に注目されるのは、制度や理念であった。とりわけ、天皇制国家の教育理念を象徴すると考えられている教育勅語やそれに関する諸事象は、これまで多くの関心を得、そして検討がなされてきた。

しかし、近代の天皇像を規定する根幹である、教育勅語、大日本帝国憲法がいまだ定められていない明治前期において、天皇のありかたは、それを国家の方針として規定していく政府、そしてそれを受け容れていく人々によって模索されていた。従来、教育勅語に象徴される天皇制公教育がいかに整えられていったか、という視角でとらえられることが多かった明治前期において、政府はいかなる天皇像をいざき広めようとし、そして人々は天皇という存在をいかに認識していたのか。このような問題意識から明治前期という時期に焦点をあて、広められ、受け容れられていく天皇像のありように検討を加えるのが本稿の目ざすところである。

さきにものべたように、これまでは、制度や理念の成立・展開に焦点があてられてきたため、天皇の存在を肯定的であれ否定的であれ、結果的に受け容れていくこととなった人々の意識というものには必ずしも充分には関心が向けられてこなかった。

政府が示した政策や理念、そして天皇という存在も、社会的に一定の「了解」を得て、はじめて制度として機能し得るし、その「了解」のされ方によって、機能の仕方もまた異なってくるだろう。そしてその「了解」のきっかけを与えるのは、人々の生活実態にもとづく、時として個別的・個人的な経験や関心なのである。天皇に関していえば、人々は、天皇とは直接的に関わりがない、さまざまな利害関係や思惑、自己の抱える個人的・日常的な関心・経験にもとづいて、天皇との関わりを直接的・間接的に得、個々の天皇像を形成していったのではないのか。

近代日本の教育の方向性も、あるいは天皇そのもののあり方もいまだ不確定な状態だった明治前期における天皇をめぐる人々の意識を検討することは、その後整えられていく教育体制や天皇のありようをとらえる上でも、重要な示唆を得られるのではないだろうか。このような関心にもとづいて、本稿では大きく分けて3つの視角を設定する。

第一部においては、明治以降、人々に示されていく天皇の在り方がいかに構想されていたのかという点を、政府の側の視点から検討する。その際、天皇そのものをどのように作りあげていくかという側面を検討するために、天皇に対して行われた天皇教育に着目する。天皇像の模索が行われていた明治前期において、政府が先ず取り組まなければならなかったのが、天皇そのものを、近代的な君主として作り変えることであった。徳川幕藩体制下、幕府権力を権威付けるといった限定的な役割を期待されていた天皇は、その政治的可能性を幕府によって厳しく制限されていた。しかし、明治維新を経て、新たな近代国家を形成していくにあたって、天皇は、その役割を政治の表舞台に求められることになる。そこで期待される天皇像は、幕藩体制下のそれとは異なる

り、政府が進める近代化路線を象徴する存在としての君主像であった。その政府の求める天皇像が投影されるのが、天皇自身を作り変えるための天皇教育であった。天皇教育を検討することで、時の政府が、新たな近代国家にふさわしいあるべき天皇像をいかに構想していたのかを明らかにしたいと思う。

しかし、天皇教育は政府が構想するあるべき天皇像が投影されるが、やがて時が経つと、天皇教育に携わる人々の政治路線が加速していき、ついには天皇をも取り込んだ政府内のヘゲモニー争いへと発展していく。第一部では、このような政府による天皇像の模索の過程を、徳川政権下での場合と対比して検討することで、さまざまな思惑の中で時代状況を反映しながら作り変えられていく存在としての天皇の姿を考察していく。

従来、教育を受ける対象はもっぱら国民の側とされ、彼らは近代教育を通して政府の構想する近代国家像にふさわしい民へと作りかえられると考えられてきたが、近代の教育のあり方を規定していたとされる天皇自身も、教育によって近代国家にふさわしい“あるべき”天皇へと作りかえられていくのである。徳川幕府、あるいは明治新政府といった、時の権力機構の政治的意図によって、天皇教育を通して作り変えられていく、前近代・近代を通して一貫した天皇のあり方が見えてくる。天皇の有した権限や政治的立場は、時代の趨勢に応じて、幕藩体制下と明治前期で大きく異なっても、天皇とその権威が、時の政治権力によって常に作為され、そして政治的に利用されていく対象であったということは一貫しているのである。

第二部においては、明治前期に政府によって模索されつつあった天皇像が、実際の教育現場でどのように受け容れられていったのかという点を、明治九年に行われた巡幸における天皇の学校訪問を、福島県郡山小学校の事例を通して検討する。公立小学校が、天皇の訪問を実現していく過程においては、地域の、学校に対する期待感が表出するが、それは必ずしも教育的関心だけではなく、地域が抱える政治的・経済的な利害意識が投影される。そのような利害意識に支えられながら公立小学校への訪問を要望される天皇とは、地域の人々、あるいは学校関係者にとってどのような存在として受けとめられていたのか。また、利害意識に支えられながら学校に向ける期待とはいったいなんなのか。本稿では、このような課題を検討するにあたって、天皇の訪問を実現した公立小学校が、訪問後、どのような学校運営をし、さらにそのなかで天皇訪問の「事実」をどのように語り継いでいったのかという点にまで視野を広げ、学校教育の場において、天皇の存在がどのように受け容れられていったのかを考察する。

第三部においては、政府が天皇像を構想し、学校教育の場においては天皇がさまざまな利害関係を反映しながら受け容れられていく中で、そこに新たに天皇への「敬意」が創造されていく過程を、礼法の再編を通して検討する。従来、個人の心のありようを映し出し、また正していくものとしてとらえられてきた礼が、生活様式が欧米化し、立礼へと移行されていく中で、政府による奨励を経て、さらに、学校教育を通して子どもたちに教えられていく。そのような立礼は同時に天皇に対しても実践することが求められ、やがてそれは学校教育を通して、天皇への「敬意」を示す身体動作として教え込まれていった。そして、前近代には個人の問題としてあった、心を正していくという営みは、国家によって定められた外的規範として人々に実践が求められていく。そのようにしてつくりあげられた天皇に対する「敬意」とはなんだったのかを検討していく。

本稿においては、明治前期における天皇像を、教育という営みを通して、さまざまなかたちで受け容れられてきたという事実に着目しながら検討を重ねた。その検討を通して、政府によって示された天皇像が、人々によって時にさまざまな思惑や意図をともないながら自発的に受け容れられ、そして別の場面では、人々の心のありようを問いながら時に国家によって用意された外的規範によって人々に受け容れられていくのだということが明らかになった。